

里山ガーデンフェスタ会場運営業務委託 業務説明資料

1 業務の概要

- (1) 業務名： 里山ガーデンフェスタ会場運営業務委託
 - (2) 履行場所：横浜市旭区上白根町 1425 番 4 他（よこはま動物園隣接地）
全体面積 20ha
 - (3) 業務期間：契約日から令和 3 年 11 月 30 日まで
 - (4) 開催期間、時間
 - ア 令和 2 年度春
開催期間：令和 3 年 3 月 27 日から 3 月 31 日（5 日間）
開催時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分
 - イ 令和 3 年度春（アに連続して実施）
開催期間：令和 3 年 4 月 1 日から 5 月 9 日（36 日間）
開催時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分
 - ウ 令和 3 年度秋 *
開催期間 令和 3 年 9 月中旬から 10 月中旬（約 30 日間）
開催時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分
- * 決定次第別途お知らせします。

(参考) 里山ガーデンフェスタ来場者数

令和 2 年春（2020 年 3 月 28 日から 5 月 10 日）新型コロナウイルス感染症拡大
防止のため公開中止

令和 2 年秋（2020 年 9 月 18 日から 10 月 18 日）93,700 人

よこはま動物園ズーラシア来園者数

令和 2 年秋（2020 年 9 月 14 日から 10 月 18 日）81,138 人

過去の開催実績等は下記 URL を参照してください。

里山ガーデンフェスタホームページ URL <http://satoyama-garden.jp>

2 業務の目的

ガーデンネックレス横浜のメイン会場のひとつである里山ガーデンにおいて、花や緑による魅力の創出や、来場者に花や緑を身近に感じていただく取組として「里山ガーデンフェスタ」を開催します。本業務は、令和 3 年春及び秋に開催される「里山ガーデンフェスタ」において、円滑な会場運営業務の実施に向けた各種準備、及び実施作業を遂行するとともに、花や緑の普及啓発につながるようなイベントの実施を目的とします。

3 業務の内容

各業務については、以下のとおりとする。また、その他必要な調査や調整が生じた場合は、協議の上、実施するものとする。

(1) 共通業務

ア 実施マニュアル策定

会場管理運営の実施に必要な実施マニュアルを策定

イ よこはま動物園ズーラシア関連業務との調整

業務分担、情報共有、危機管理対応等の各種調整

ウ 各種備品の配置

会場管理運営の実施に必要な各種備品（事務備品、管理備品、消耗品等）の調達、配置

(2) 会場運営

ア 会場サービス

会場の案内、情報提供、巡回、遺失物・拾得物対応、救護対応、迷子対応
各種問い合わせ対応（開催期間中の会場での電話対応、令和2年度春の開催後から令和3年度秋の開催までの間における電話対応を含む）

イ 無線等による連絡体制の確立

会場運営及び交通輸送部門で必要となる配置機材、無線系統、無線機材の調達、配備

ウ 催事業務

ステージ演奏等の映像コンテンツ制作

生演奏の実施については新型コロナウイルス感染状況による。

生演奏実施の場合は、里山ガーデンフェスタ内に設置された花壇「ウェルカムガーデン」の中で2～3名程度で1日3回ずつ、各30分の演奏を行うこと。但し、音が大きい楽器類は除く。日程、使用楽器等については、契約後、協議の上決定する。移動スピーカー程度を使用しての演奏は可だが、電源を使用する場合、来場者の安全を考慮し、ケーブルコードにカバーを設置すること（約15m程度）。

令和3年3月28日から5月10日までの間 指定する5日

令和3年9月中旬から10月中旬までの間 指定する4日

エ ギフトショップ運営業務

土産菓子、雑貨類の販売

*詳細別紙（里山ガーデンフェスタギフトショップ運営業務説明資料）参照

オ 保険業務

必要となる保険項目の検討、保険への加入

カ 各種調査

来場者アンケート、来場者数集計

キ レンタル事業

車いす

(3) 会場管理

ア 会場内誘導

会場内の動線を考慮した必要となる運営上の誘導サインの配置

イ 会場運営本部

会場運営本部の屋内設備、レイアウト（別紙図面参照）

ウ 会場内巡視点検

会場内警備（午前7時～午後7時）、清掃、小破修繕、廃棄物処理

エ 通門管理

会場内への来場者、関係者、車両等の通門の管理、調整

オ 危機管理

救護スタッフの配置、緊急事態の来場者誘導等

(4) 会場設営

ア 休憩テントの設置

イ 仮設トイレの設置

ウ ベンチ、テーブル等の設置

エ 仮設フェンスの設置

オ その他必要な施設の設置

(5) 交通輸送業務

ア 会場とよこはま動物園ズーラシア正門入口間のシャトルバスの運行

シャトルバスの運行は、以下のとおり実施することとする。

- ・ 運行するシャトルバスの定員は、70名以上とすること。
- ・ 運行時間は、2021年春は午前9時15分から午後5時、令和3年秋は午前9時15分から午後4時30分を基本とし、必要に応じて前後に延長すること。
- ・ 運行頻度は、一日あたり51便以上運行すること。ただし、令和3年5月1日から5月5日の多客日は60便以上の運行とすること。

* 1便は、会場からよこはま動物園ズーラシア正門入口の片道を1便とし、往復の場合は、2便として計上する。

イ 会場誘導

最寄駅（中山駅・三ツ境駅・鶴ヶ峰駅）における案内誘導サインの設置及び会場内のサインの設置

(6) 業務報告書の作成

ア 報告書 日本工業規格A4判で簡易製本2部

電子データを記録したCD-R2枚

イ 報告書は、図面・グラフ等は適宜カラー印刷とする。

ウ 報告に当たっては、別途指示する日までに原稿案を委託者に提出し、その内容について十分調整すること。

エ 写真データ別途提供すること。

(7) その他

受託者は、別途、着手届、工程表、完了届、請求書等を提出するものとする。

4 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務内容及び実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するために必要な計画を作成し、ガーデンネックレス横浜実行委員会里山ガーデンフェスタ専門部会（以下「委員会」という。）の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 事業の目的を迅速に達成し、かつ事業を効果的なものとするために必要な人材を確保すること。
- (3) 受託者は、委員会及び関係者、関係機関等と十分に調整の上、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。
- (4) 打ち合わせ及び各種会議に使用する資料で委員会が求めるものを作成すること。
- (5) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合及び本業務説明資料に定めのない事項については、委員会と受託者で協議の上、業務を進めること。
- (6) 受託者は、委員会から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

5 納入場所

ガーデンネックレス横浜実行委員会 里山ガーデンフェスタ専門部会事務局
(公益財団法人横浜市緑の協会内)

6 概算額

96,000 千円（税込）

（内訳）令和2年度実施分 24,000 千円、令和3年度実施分 72,000 千円

7 契約について

- (1) 受託候補者とは、本業務説明資料及び提案内容等に基づき、委員会の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。
ただし、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。
- (2) 前号により業務委託契約を締結した受託者とは、令和3年度のガーデンネックレス横浜実行委員会予算の成立をもって、令和3年度の里山ガーデンフェスタ会場運営業務委託を継続して契約する予定とする。

8 その他

- (1) 委託期間中は、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、委員会との連絡調整を行うこと。

- (2) 書類や啓発資材の作成に当たっては、再生紙等の環境負荷低減に資する物品を使用すること。
- (3) 成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果品の引渡しとともに委員会に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使につき、委員会の承諾又は合意を得た場合についてはこの限りではない。

里山ガーデンフェスタギフトショップ運営業務 説明資料

1 ギフトショップ運営業務の概要

(1) 履行場所

横浜動物の森公園植物公園予定地（旭区上白根町 1425 番 4 他）
里山ガーデンフェスタ会場

(2) 実施期間、時間

ア 令和 2 年度春

開催期間：令和 3 年 3 月 27 日から 3 月 31 日（5 日間）

開催時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分

イ 令和 3 年度春（アに連続して実施）

開催期間：令和 3 年 4 月 1 日から 5 月 9 日（39 日間）

開催時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分

ウ 令和 3 年度秋 *

開催期間 令和 3 年 9 月中旬から 10 月中旬（約 30 日間）

開催時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分

* 決定次第別途お知らせします。

(3) 実施業務

里山ガーデンフェスタ開催中の物販店運営業務及びその付帯業務

2 業務の目的

里山ガーデンフェスタにおいて、来場者サービスの向上を図るため、横浜の花と緑を PR するマスコットキャラクター「ガーデンベア」関連商品(以下「ガーデンベアグッズ」という。)等の販売を行うことを目的とします。

3 業務内容

受託者は、里山ガーデンフェスタ物販店の運営について、次の事項を遵守し、商品仕入、販売及びその他店舗運営業務を行うものとする。

(1) 店舗の営業日・営業時間

里山ガーデンフェスタの開催日・開催時間と同じ。

(2) 店舗の設置場所

里山ガーデンフェスタ会場内正面入口広場管理事務所棟 1 階スペースのうち指定する場所（別添図面参照）

(3) 備品等

物品(陳列什器、レジスター、消耗品、装飾等)は、すべて受託者が調達し、設置する

ものとする。ただし、長机(1,800 mm×500 mm)3台、パイプ椅子6脚は無償貸与することができる。

(4) 取扱商品

受託者はガーデンネックレス横浜実行委員会里山ガーデンフェスタ専門部会（以下「委員会」という。）に対し、予め品目・価格表を提出し、委員会の承認を得なければならない。

ア 物品

商品は、ガーデンベアグッズ、その他里山ガーデンフェスタでの販売にふさわしい商品（利便性商品の販売も可）とする。

イ 食品

原則として土産菓子等に限ることとし、場内での飲食を目的としたものは販売してはならない。

ウ ガーデンベアグッズ

ガーデンベアのライセンサー(実施許諾者)は、横浜市であり、ガーデンベアグッズの取扱いについては、ライセンサーが定める諸規則を遵守すること。

(5) 人員配置

業務の目的を迅速に達成し、かつ業務を効果的なものとするために必要な人材を確保すること。また、本業務の適切な遂行及び総合的な把握・調整を行う責任者を配置すること。

(6) 各種許認可

受託者は、販売商品の内容等に応じ、本業務の遂行に必要となる行政上の各種許認可等の手続きを行うものとする。

(7) 保険加入

受託者は、委員会又は第三者への損害賠償責任に備えるため、必要な損害保険に加入すること。受託者が販売商品の製造者である場合は、生産物賠償責任保険に加入すること。

4 委託費

委員会は、本業務に対し、業務に関わる委託料は支払わない。

5 費用負担

受託者は、電源設備の設置費、電気料金(店舗にて本業務に使用する場合)を除く、本業務遂行に伴う一切の費用(商品仕入代金、人件費、被服費、通信費、備品・消耗品費、廃棄物処分費等)を負担する。また、本件業務の売上は、受託者に帰属するものとします。

6 ガーデンネックレス横浜への協賛

受託者は、本業務で生じた売上金額（税抜）に提案した料率を乗じたものに消費税額を

加えた額を、ガーデンネックレス横浜へ協賛金として納付するものとする。

7 報告義務

受託者は、委員会に対し、営業報告書を提出するものとする。また、受託者は、委員会から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

8 その他

(1) 名称使用

本業務の遂行のために、「里山ガーデンフェスタ」の名称を使用することが出来るが、使用を希望するときは、予め書面で申し入れ、委員会の書面による承認を得なければならない。

(2) 安全・衛生管理

来場者の安全安心を最優先に、食品販売における衛生管理を徹底し、事故・苦情が発生しないよう十分注意すること。

(3) 場内規則の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたっては委員会が定める場内の規則及び指示に従わなければならない。

(4) 営業日後の片付け

受託者は、原則として、毎営業日の業務終了後、ブース内から現金を持ち帰るものとする。商品および陳列什器は、ブース内に残置することができるが、盗難、毀損、汚損等一切の損害に対し、委員会は責任を負わない。

(5) 原状回復

受託者は、春、秋開催終了の都度、使用したブース内の原状回復を行うこと。

(6) 場内作業

店舗の設置、原状回復等の場内作業を実施するときは、予め委員会の承認を得るものとする。

